

第七回 参議院水産委員会會議録第十二号

昭和二十五年四月四日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○臘虎臘獸獵取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○水産資源枯渇防止法案(内閣送付)

午後一時五十八分開会

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。

最初に臘虎臘獸獵取締法の一部を改正する法律案を議題に供します。この前の委員會で委員の御質問は大体終了したと申しましたが、委員外の丹羽議員から発言を要求されております。許可して差支ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは丹羽委員の発言をお願いいたします。

○委員外議員(丹羽五郎君) 委員外の発言をお許し願ひまして……。

過日の水産委員會の懇談会におきまして、大体私の考え方は申上げて置きましたので、各委員諸君も十二分に分りのことと、考えておりますが、過日の委員會の懇談会で論争の焦点になりましたのは、私はかような必要ない法律をここに拵える必要はないじやないかという結論を申上げましたところ、明治四十五年に一つの原始法案即ち現行法、臘虎臘獸獵取締法があるとして、その一部の僅少な訂正をするというお話であつたんですが、この法案を眺めますのに、第一疑点を持つのは、その「おつとせいの」臘皮若ハ製

品ノ所持ニ付之ヲ準用ス、「おつとせいの」臘皮若ハは製品の所持につきこれを準用すると言いますと、「おつとせいの」臘皮は全然日本人は持てないというところに相成るのですが、これはこの法を施行した後に於いての臘皮か、その前の臘皮かという認定は一体どこでこれをやるのですか。

○委員長(木下辰雄君) 水産当局の答弁を求めます。

○説明員(尾崎順三郎君) お答え申し上げます。臘皮の所持についての制限の問題でございますが、これは法案にございまして、全部を省令に譲るようになっておるわけでありまして、従ひましてこの臘皮を発見いたしました場合、これが法案施行前に獲られたか、或いは施行後に獲られたかの判別は非常に困難なことであると思ひます。この点につきましては関係方面とまだ打合せがついておりませんけれども、議論しておる最中でございますので、省令案からは成るべくその点を除きまして施行後に獲られたものについて取締りの対象とするというように考えで折衝いたしております。

○委員外議員(丹羽五郎君) この点は前水産委員會で委員各位が非常に御論争になつたということも実は聞いておるのですが、ただ私はこういうような法律を拵える上においては、相当この点を明確にする必要があるとかやうに考えておるのですが、それからもう一つお尋ねしたいのは、「らつこ」というものが現在日本にはない。「おつと

せい」は瀾遊獸ですからあります。現在日本に於ては「おつとせい」はどこから来るかという、プリビロフの「おつとせい」、コマンドルスキーの「おつとせい」、それからもう一つは海鳥島の「おつとせい」というのが日本の領海、即ち現在の領海と言いますと、干満の差の中心から三哩ラインが日本の領海であります。まだ講和條約もできておりませんが、領海の遡法は現在受けております。これは海上保安庁の規定によりまして、現在この領海は干満の差の中心から三哩というものは日本の領海に認められておりますが、そこに今言つた三拠点の「おつとせい」が来ることは事実です。来るので非常に日本の漁民が「おつとせい」によつての災害が非常に困る。私はこの法案に反対だということも過日申上げておつたのですが、第二点としては「らつこ」が現在日本にはないのです。現在日本に「らつこ」のおりますのは、アリューシャン列島のアツツのはなに幾分あります。それからその次の島、ちよつと私はその名前を記憶を失つておりますが、そこにおるのです。それからコマンドルスキーのカツパイラにおるという「らつこ」と、それからカムチャツカの一番シムシュ島に近いところ、これが現在の「らつこ」の繁殖地なんです。それから千島には、明治四十五年に制定したときには千島には「らつこ」がおりました。併しもう現在、日本が昭和十七年に條約の一方破棄をした折は、殆んど千島に

いなかつたのです。現在この領土を失つた日本には一体「らつこ」はいないのにこの「らつこ」の取締規則を拵えるということとは、その法の精神が分らん。卑近な例を挙げれば、ライオンや象や日本に棲息していないところの臘類を獲るなという取締規則を拵えるというのと私は同じことだと思ふ。一体こういう規則を拵える、法律を拵えてどこに法の価値があるのですか。私は「おつとせい」のこの取締法を拵えるということには百歩を譲つて考えて見ても、この「らつこ」に至つては私もこういうような死文……こういうような法律を拵えるということとは一体政府当局の頭を一つ私はお尋ねしたい。さすればこれからの日本においてもライオンを獲るな「鰐」を獲るな、象を獲るな、虎を獲るなというやうな法律を各省において拵えなければならんように私は考えるが、その点を一つお尋ねしたい。

○説明員(尾崎順三郎君) お答え申し上げます。明治四十五年にできました現在の法律は、臘虎臘獸獵取締法というので、「らつこ」も「おつとせい」も含んで取締法ができておるわけでありまして、終戦後千島を失いました関係で、現在の我が領土の附近には「らつこ」はいないわけでございますけれども、これはまだ併し講和條約の関係もございまして、千島が明らかにこちらのものでないということにまだ決つたわけではないと思つておるのでござい

ます。又今度の改正案は従前の臘虎臘獸獵取締法の一部成るべく詳細に改正しようというのでございまして、従前は臘虎だけに於いて許可制度にしておつたわけでございますが、臘虎されたものの製造、加工、販売というふうな点についても制限できるようにただ改正しようというのでございまして「らつこ」のおる所が今のところなくなつておりますから、それを除けたらいいではないかという御議論は御尤もでございますけれども、最小限度改正するという点でそこまでは触れなかつたわけでございます。

○委員外議員(丹羽五郎君) 今の答弁甚だ私その意を得ないので、法は即ち対象がなければならん。日本に「らつこ」のいないのにこの「らつこ」、おつとせいの取締規則を拵えるということは実に非常に奇快至極な法案だと私はかように考えておる。それで今申上げた通り「らつこ」は全然日本の領海にもいません。日本の領海を瀾遊して来る「らつこ」はある。「らつこ」の通有性として瀾遊して来る通有性はあるが、「らつこ」は海岸から幾ら沖へ行きますと約十哩以上に行きません。私共の経験、すべての何におきまして「らつこ」は幾ら長く行きますと幾ら沖に追い出しまして約三哩までです。さうな日本の国の領海に生存していない動物、日本の国にいないもの、而も沖の瀾遊力が明らかに幾ら死にもの狂いで「らつこ」が沖へ走つて見たところ、三哩以上を出ないのです。そういうような通有性を持つた

第十部 水産委員會會議録第十二号 昭和二十五年四月四日【参議院】

らつこの取組規則が一体……。おつとせ
いなら私はこの法案について大いに考
えられるが、らつこを入れるというに
至つては私は言語中断とかやうに考え
るのですが、これは結局別に私は鞭を
打つわけじやないのですが、明治四十
す。

われるし、ここによつて私はエキスバ
ートとしての立法府として私は価値が
あるものだとかやうに思いますので、
どうか委員各位は十分その点を御留意
になつて御審議を願いたいと思いま
す。

五年の取締規則をそのまま政府の方で不用意に燒直してこういうように持つて行つたから、臘虎腥膈猯獾取締法というこういう演題を拵えて、而もいない法律の対象をここに拵えていろ／＼御丁寧に今度五千元を十萬元の罰金刑までここに科せられておるのですが、これは私は刑罰の量定ということは貨幣価値の關係がありますから、十萬元以下はこれはまあ相当だとはかように考えておりますけれども、結局この法の精神、ないものを取締るというのは私はこの参議院の水産委員先賢各位がここにおられますが、ここが参議院としての本当の私は性格を持ち、参議院としての私は又専門家がエキスパート

○委員長(木下辰雄君) ちよつと私から申上げますが、只今丹羽議員の御注意もありましたし、又千田委員その他御質問もありましたので、今委員会

は全員一致の修正を現在作りまして、GHQの方にオーケーをとつておるのですが、それは所持の問題が主なるものであります。「製品ノ所持」を、其ノ製品ノ所持ニシテ臘虎腥膈猯又ハ其ノ獸皮若ハ、其ノ製品ノ猯獾、製造、加工又ハ販賣ヲ業トスル者ノ為スモノ」という修正を決めまして目下手続中であります。ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(木下辰雄君) 速記を始め

として私はここにこの法案を審議されるのが必要な行為じやなかろうかとこのように考えております。これは私仮にこの法案が出ててもこれは本会議で反対いたします。日本に棲息していない動物を法律で取締るということは私はもつての外だと思ふ。先程も申し上げたごとく、何もタイから頼んで日本に持つて来たライオンや象の取締りに獵獸取締規則を拵えたり鰐の取締規則を拵えたりしなければならんということはおかしい。そういう法律は成るべく簡にして明、即これが一般大衆の頭にも入るといふのが私は一般立法の精神であると思ひます。これは私の参議院の水産委員先輩各位に、特に参議院がここによつて参議院の性格性も現

○千田正君 さつき委員外議員の丹羽議員の発言によつて、丹羽議員のお話もありましたが、「おつとせい」が日本の近海に現われて来た場合に、日本の近海に来るところの漁族が相当これによつて災害を蒙つておる。こういう長年の経験から丹羽議員から発言があつたのであります。只今我々御配付願ひ案提案理由というのがあります。水産資源枯渇というものにも関係するの点においては水産庁としましては、どういふふうに考えておられますか、らつこ、「おつとせい」を捕獲せずに、そうして日本の漁場を荒される。こういう問題に対してあなたの方ではどういふ手を打つつもり

であるか。この「らつこ」、「おつとせ」の禁止法というものをここでどこまでも作らなければならないという理由があるのか、その点について一應政府の御意見を伺いたい。それからさつきも、いわゆるらつこは日本の近海にも来ないし、尙、且つ、又曾ての日本領土にも住んでおらなかった。こういう法律を今後ここで作らなければならないというならば、もう少し法的に相当我々は考えなければならん。ここで、特に私は委員長に申込んで置きますが、これは参議院の法制局の誰か權威ある人の一つ一応委員会において説明して貰いたい。これが外交上に、或いは将来の国際問題の起きた場合において、日本が千島というような問題、或いはこういう問題と関連のある島嶼の問題がどういうふうに響いて来るか、この法案が通過した場合にどう響くか、或いはこの法案が否決された場合にどう響くか、こういう問題も慎重

に考える必要があると思うのであります。まだ今会期がそう直ぐには閉会にならないと思いますので、希ばそういう面においても慎重に御調査願つて、そうして改めて委員会においてこれを是とするならば是とする方法を考えて頂きたい、特にこの点を申上げて置きます。第一に私がお尋ね申上げました水産庁の方々にお伺いしますのは、水産資源枯渇防止法案というような法案が出て来る。こういうような水産資源の枯渇の原因の一つであるところの「おつとせい」を捕獲してはならないという、或いはそれに対して制度をどの程度加えるか、こういう問題に対して水産庁はどういうふうな考を持つてゐるか、この点について御説明を頂きたい。

○説明員(松任谷鶴太郎君)「らつこ」
「おつとせいの鴉片禁止の問題につきましては、御説明申上げました通り、條約破棄といつたようなことを契機としまして、終戦後アメリカ本国において日本が條約を破棄した理由が現実正しかどうかということをやアメリカが主体となつて調査をするということ、我が国もその調査に協力するということ意味でやつているのでございまして、お話の資源関係等から申しますれば、従来我が国が主張しておりますた有用魚族が捕食されるというような事実がそこで立証せられ、アメリカ本国においても納得するということになりますれば、「らつこ」「おつとせい」の許可の問題につきましても、相当緩和を見るというようなことを我々として期待しているのでございます。従いまして資源枯渇防止法の關係は一応現在予定しておりますのは、以西底曳であります。

するとか、或いは以底底度でありますとか、そういつた方面におきます資源と経営体数と申しまするか、漁船数とのバランスがとれていない、正常なバランスのとれた状態に復帰させまして、恒久的に我が国の事業会社が漁業を愛護しながらやつて行ける、その漁場から得られる魚類を享有し得るといふ体制の確立に重点があるわけでございしますので、こういう意味合から水産資源枯渇防止法という法案が必要であらうということで進んで参つておりますので、お話の通り関連はございますけれども、以上申述べましたような関係で、片方は全く條約に基因する国際的な問題で、我が国がとにかくアメリカの心証を得る可くないかという

点にかかつておる問題でございます。その中で、共々にこういう体制を整えつつ国際信義といつたようなものが高揚されるという点を実は期待しておるのでございまして、そういう意味合からも資源枯渇防止という問題と「らつこ」おとは共々に運用実施して参るといふように考えておる次第であります。

○委員長(木下辰雄君) それから先に丹羽議員からこういう質問があつた。「らつこ」といふものは明治の四十五年頃にはおつたかも知らんが、その後においては日本の領土内においてはないない。旧領土内にもいない、いないもの置を対象としていつまでもこの法律を置いておくといふことは不当じやないか、という文字をここに残すといふことは不当じやないかという御質問がありました。それに対して御答弁を願います。

○説明員(松任谷健太郎君) 終戦当時

「らつこ」につきましては、千島を中心
にいたしまして二千頭程度の「らつこ」
がおつたのでございます。終戦後にな
りまして、領土の縮小というようない
係でお話のような状態になつておるの
ではございますが、将来講和條約とい
つたようなものの締結如何によりまし
て、この問題が再び問題になつて参る
ということが考えられますので、現在
の法規といたしまして創らないで、そ
のまま存続しておるといふような関係
になつておるのでございます。

○委員外議員(丹羽五郎君) 非常に不
思議なことを聞きますが、終戦當時に
二千頭という「らつこ」がおつた。「ら
つこ」の二千頭というものは大したも
のなんですがね。而もこの千島という

ことを実施するために必要な科学的な資源調査をこの法律を基礎にして、確實にやつて参りたいと存するのであります。以上がこの法案の主要な内容でありますが、何とぞ慎重御審議の上速かに御決議あらんことを切望する次第であります。

○委員長(木下辰雄君) 逐條審議をいたす前に、大体その内容について水産当局の御説明を願います。

○説明員(松任谷健太郎君) 水産資源枯渇防止法案につきまして、内容を補足的に御説明申上げたいと思います。只今提案理由の説明にございました上

ましては、以西底曳及びブートル漁業の減船整理を確実に実行するために、その法的な裏打ちを必要とするところにあるのでございます。併しながら資源の面なり或いは漁業経営の面なりを考へて見ますと、例えば以西底曳を考へて見ますと、その他の漁業について見ましても、ほぼ同様な状況にあるのでございまして、広く農林大臣の許可する漁業につきまして本法を施行可

参りたい。かように存じておるのでござ
います。即ちその適用範囲といたしま
しては、農林大臣の許可する漁業とい
うところに限定いたしました適用して
参るといふことになつておるのでござ
います。第一條に目的が掲げてあるの
でございしますが、その目的とします
のは、一つの海域なり漁業場を捉へて
考へて見ますと、従来往々ありまし
たように、多数の漁船が我れ勝ちに漁獲
の大量、かつこの沿岸と境つて

をする、それによつて漁場を荒廃させ
まして、更に次の漁場に移るといつた

よるな、いわゆる侵略的な漁業方法を止めまして、飽くまで漁場の愛護涵養といったような立場から適当な数の漁船が経済的に採算的に漁獲をいたしまして、恒久的に漁場が漁業者によつて利用される、それによつて恒久的に漁業による利益が漁業者によつて享受されるという体制が確立するところにあるのでございます。即ちこういう体制があらゆる漁場におきまして、あらゆる漁業につきましてとられることになりまして、国際的な漁区の制限、或いは国内的な操業区域というものが法令通りに守られるというようにすることも考えられますし、それと同時にその海域でありますとか、或いはその漁場でありまるとか、といったようなものの中で漁業者が経済的に漁獲される、漁場を荒廃させることなしに続けて参れるというようにことを考へておるのでございます。この点は具體的に以西底曳及びトロール漁業に例をとつて見ますと、終戦によりまして以西底曳或いはトロール漁業の漁場が戦前の五分の二に制限された。戦前の漁獲統計から推定いたしますと、その五分の二の漁区内での漁獲可能量は戦前漁獲量に比しまして三分の一以下である、といったような状態になつておるのでございますが、その制限漁区内の操業漁船を一方において見ますと、内地根拠のものだけを例にとつて考へて見ましても、昭和十二年におきまして以西底曳の關係が六百八十八隻、トロールが七十隻といったような状態でありましたものが一番戦前における最高隻数であつたのであります。終戦後の現在におきましては、それよりも遙かに多数の千隻に近い漁

船が競つた操業しているというやうな状態になつたのでございまして、漁場の荒廃して参るといふことは当然の帰結のやうにも考えられますし、漁区内では漁獲が低下するといったやうな關係もございまして、漁区違反といったやうな事実が發生して来たというところになるわけでございます。そこで先程大臣の説明にもありますやうに、司令部關係におきましては、過去において日本の漁業者が国際漁場におきまして、侵略漁業を行なつたというやうな見方から、非常に漁場拡張等の要求に對しまして、その前提を先づ固めなければいかんというふやうなことを指示して参つておるのでございます。即ち第一に漁区違反を取締るといふことと、第二に漁区内の水産資源を保持し得る水準まで漁船を減船しつゝ、このと、更に過去の日本漁業が資源を破壊し、規則を守らん侵略漁業であるといふやうな意識を拂拭しなければいかんといったやうな勸告が実は農林大臣に對して行かれたのでございます。従いまして海外漁場を失ひましたために、いろ／＼と漁獲高を恢復するといふやうな意味合から、漁獲生産の安定性の高い、而もまたつた量が配給に上ほし得るといつたやうな以西トロール漁業といふものに對しまして、官民共に力を入れた結果が以上のやうな結果になりましたのは、誠に遺憾ではございませんが、業者の自主的な提案によりまして、その整理案が確定して、御承知のやうな整理減船の計画の實行というところに具體的に進行しつつあるのでございます。問題は本年度行われるべきその減船整理該当船の許可の取消しでありますとか、補償であり

まするといつたやうなものを法的に裏付けるといふことが必要でございまして、本法案はそのためにそれを端緒として立案されておるといふことなのでございまして、併しな一方国内的な漁業について考へて見ましても、以西底曳といったやうな問題につきましても、操業区域といふものが戦前と比べても、変化が余りないものに拘わりまぜず、漁船の数といふものが相当数量が多くなつておる。例えて申しますと、昭和十二年に約二千隻程度で、そのときに對して十ヶ年計画で七百隻に減らそうという計画もあつたのでございまして、二千隻の當時に比べても現在は約二千八百隻程度があり、これに無許可船もあるし、類似漁船も相当あるといったやうな状態で、誠に以西の關係と同じやうな状況を呈しておるのでございます。従いましてこの点につきましてはいろ／＼と具體的な調査に基きまして、慎重にその対策を考究中でございまして、將來その調査の完成なり、或いは対策の樹立化された場合におきまして、本法案との關係において如何に考慮するかという問題が起つて参るのでござい

ます。次に、法的に申上げたいと存じます。第一は本法案と漁業法との關係でございます。本法案は漁業法が漁業に關する一般法律である一般法であるといふのに對しまして、その特別法をなすといふふうな考へておるのでございまして。即ち現行の改正漁業法の第五十三條の規定にありますが許可定数の決定方法でありますとか、第六十四條の規定にありますが許可定数の限度でありますとか、或いは損失補償の規定でありますとかいふものは、これは指定遠洋漁業のみに適用されるというやうな体制になつておるのでござい

ます。次に、各條についての御説明を簡単に申上げますと、第一條は目的で、これは先程申上げましたので説明を省略させていただきます。第二條の關係でございしますが、これは許可漁船の定数を如何に決定するかという規定でございまして、先程申述べました農林大臣の許可漁業につきましても、或いは以西の底曳網漁業といつたやうな種類別に、而も海域別に、と申しますのは、以西で申しますと百三十度以西の当該公海の關係の方面の漁業でございしますが、そういう海域、以東で申しますと、これは未だ決めておりませんが、数府県に亘る一つのブロック的な漁場關係が考えられるか、或いは各県別の沖合の漁場が考えられるといったやうなふうの海域別に自然的に、或いは経済的な條件を勘案いたしまして決定するのでございしますが、決定の場合におきましては、公聴会による利害關係人の意見と審議会の意見の両方とも聞いて決めるということになつておるのでございます。第三條の關係は定数の超過によりする許可の取消し及び変更を如何にして決定するかという規定でござい

ます。手續きといったしましては先ず現在数と定数の差がどれだけあるかといふことを見まして、第二項によりする公聴会に諮つたところの基準と申しますのは、この一項の一号から四号までの基準事項を勘案いたしまして具體的に漁船名を予定するのでござい

して、更に公開による聴聞で弁明する機会等を与えまして、その期日が来ますれば、取消しなり変更なりが効力を発生するというふうな規定になつておるのでございます。それで第三項で整理されないで残る船でありまして、漁場等の関係からいたしまして、単に操業区域を変更するという場合もあり得るわけでございますので、その規定を規定したのでございます。具体的に申しますと、以西底曳で五十トン未満の底曳網漁業というものを中間漁区というものによりまして、その範囲で操業を認めるというふうなことが具体的に予想されるのであります。

第四條の關係は、損失補償の規定であります。それは憲法第二十九條の關係によりまして國家処分による國民の權利に対するところの補償といつたような意味合の下に、國が補償の義務を負うというところを規定したのでございまして、補償の範囲といたしましては「通常生ずべき損失」というふうに限定したのであります。大体以西の例をとりますと、収益の保障、漁船の保全關係の費用或いは乗組員の離職手当といつたような範囲で考えておるのでございまして、それから補償額はここにありますように審議会の意見を聞きまして、農林大臣が定めて告示することになつておるのであります。それから交付につきましては、すべて政令で細かく規定するということになるのでござい

ます。この關係は事實上の問題といたしましては、予算額の總額の確定といつたような点につきましていろいろとまだ決定しない部分がございましたので、一應政令で決めるというふうな用意をしたのでございます。尚額に不服

のある者は、國を被告として訴を認めるといふふうなことで、權利者の保護の規定を挿入しております。

第五條の關係は、漁業従事者に対する措置の規定でございますが、これは補償というものが經營者に対する補償を建前としておるのでございまして、そのために本條は乗組員保護のために長年慣れた職場を離れるというための手当を支給するように、經營者に義務を負担させるというふうなことを規定してあるのでございます。即ち予め予定された補償額を經營者が交付を受けて、その中から従事者に出すといふふうな關係を考慮してあるのでございます。

それから第六條は水産資源調査の規定でございますが、本法を嚴格に実施いたしまするためには、科学的調査研究といふものが常に前提になるのでございまして、そういう意味合からこの第六條のような詳細な規定を設けて、定数を定める、苟くも定数を決めるといつたような重要な事項に對しては、科学的な研究資料に基いて決定するといふような処置を取つておるのでございます。この關係は予算の方とも関連いたしておるのでございまして、以西の關係につきましては、本年度二千四百程度というものが資源調査の費用として計上されておるのでございます。

第七條は報告徴収の關係でございまして、第八條は罰則でございまして、省略いたします。尚附則につきましては、施行の期日を「公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める」と書いてござい

ますが、現実の問題として、以西底

曳網漁業の減船整理の第一期の關係が六月末に行われるというふうなことをも予想いたしまして、それに間に合うように考えたかどうかといふことを考慮しておるのでございます。附則二項の關係は先程御説明申し上げました漁業法と本法との關係を規定しておるのでございまして、御説明は先程いたした通りでございますので、省略させていただきます。

○委員長(木下辰雄君) この法案に對して御質問がありましたらお願いいたします。……それは本日の委員会は

このくらいで閉会します。

午後三時一分散會

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君

理事 千田 正君

委員 西山 龜七君

江熊 哲翁君

矢野 西雄君

政府委員 丹羽 五郎君

農林事務次官 坂本 實君

説明員 松任谷健太郎君

農林事務官(水産庁漁政部長) 尾崎 順三郎君

農林技官(水産庁生産部遠洋漁業課)

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、水産資源枯渇防止法案

水産資源枯渇防止法案

(目的)

第一條 この法律は、将来にわたつて最高の漁獲率を維持するため、水産資源の枯渇を防止することを目的とする。

(許可漁船の定数)

第二條 農林大臣は、水産資源が枯渇するおそれがあると認めるときは、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十二條の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項の規定に基き命令の規定によりその營業につき農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類及び海域別に、省令で当該漁業に従事しうる漁船の隻数の最高限度(以下「定数」といふ)を定めなければならない。

2 農林大臣は、定数を定める場合には、科学的調査に現れた水産資源の發展性、現に当該漁業を営む者の数その他自然的及び社会経済的條件を総合的に勘案しなければならない。

3 農林大臣は、定数を定める場合には、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害關係人の意見を聞き、且つ、中央漁業調整審議会(以下「審議会」といふ)の意見をきかなければならない。(定数超過による許可の取消及び変更)

第三條 前條の規定により定数が定められた時に当該漁業の種類及び海域につき現に漁業の許可(漁業に関する起業の認可の認可を含む。以下同じ)を受けている漁船の隻数が定数をこえるときは、農林大臣は、左に掲げる事項を勘案して省令で定める基準に従い、そ

のこえる数の漁船につき、当該漁業に係る許可の取消の期日又は変更すべき当該漁業の操業区域及び変更の期日を指定しなければならない。

一 各漁業者が当該漁業の種類及び海域につき許可を受けている漁船の隻数

二 当該漁業に従事する漁船の航海度、主たる操業の場所、操業日数、網入数、漁獲数量その他の操業状況

三 賃金その他の給與等の労働條件

四 各漁業者の経済が当該漁業に依存する程度

2 農林大臣は、前項の基準を定める場合には、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害關係人の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定による指定をする場合において必要があると認めるときは、農林大臣は、当該漁業の種類及び海域につき漁業の許可を受けている漁船であつて同項の指定を受けなかつたものにつき、変更すべき当該漁船の操業区域及び変更の期日を指定することができる。

4 農林大臣は、第一項又は前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該漁業者に指定をする理由を文書をもつて通知し、当該漁業者又はその代理人に對し、公開による聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 第一項又は第三項の規定による指定は、告示をもつてする。

6 前項の告示をしたときは、当該漁業に係る許可は、その有効期間にかかわらず、その指定された期日に取り消され、又は操業区域の変更があつたものとする。

(損失補償)

第四條 政府は、前條第六項の規定により許可の取消又は操業区域の変更を受けた者が当該処分によつて損失を被つたときは、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による補償金の額は、農林大臣が審議会の意見をきいて定め、これを告示する。

3 補償金の交付の方法は、政令で定める。

4 第二項の規定により告示された補償金の額に不服がある者は、告示の日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

5 前項の訴においては、国を被告とする。

(漁業従事者に対する措置)

第五條 第三條第六項の規定により許可の取消を受けた者は、同條第五項の告示の日現在において許可の取消を受けた漁船に乗り組んでいる者及び当該漁船のために陸上作業をしている者に対し、交付を受けた補償金のうち、省令で定める金額を支給をしなければならない。

(水産資源調査)

第六條 農林大臣は、この法律の目的を達成するため、水産資源が枯渇

するおそれがあると認められる漁業の種類について、左に掲げる事項の科学的調査を実施しなければならない。

一 水産資源の漁場別、漁期別及び種族別の漁獲数量
二 前号の漁獲物の体長、体重、年齢等の組成及び産卵、成長、回遊等の状態

三 漁場別及び漁期別の操業日数、操業回数、操業時間その他の操業状態
四 漁場別及び漁期別の水温、塩分、フランクトン、栄養塩類等の海況

2 農林大臣は、政令の定めるところにより、前項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

(報告徴収)

第七條 農林大臣又は都道府県知事は、前條の調査を行うため必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の数量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができる。

(罰則)

第八條 前條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 漁業法の一部を次のように改正する。

第五十三條を次のように改める。

第五十三條 削除

第五十八條第一項中「第五十三條第一項の定数」を「水産資源枯渇防止法(昭和二十五年法律第 号)第二條第一項の規定による定数」に改める。

第六十四條を次のように改める。

第六十四條 削除

三月三十一本委員会に左の事件を付託された。

一、九十九里浜に漁港築設の請願(第一五三一号)

一、瀬戸内海東部境界線縮小反対に関する請願(第一五六九号)

一、漁船保険事業の経営刷新に関する請願(第一六三五号)

第一五三一号 昭和二十五年三月十五日受理

九十九里浜に漁港築設の請願
請願者 千葉県長生郡太東村大東村漁業協同組合長 久我東二外九名

紹介議員 小野 哲君

九十九里浜沿岸は、船舶の施設がないため、漁業形態は極めて原始的で、その上近時はアメリカ軍の実弾射撃演習の影響を受けるので、出漁時間が制約され当地漁民に多大の打撃を與えているから、九十九里浜の水産振興を図るとともに、演習の打撃を最少限に留めるため、九十九里浜沿岸に漁港を築設せられたいとの請願。

第一五六九号 昭和二十五年三月十六日受理

瀬戸内海東部境界線縮小反対に関する請願

請願者 兵庫県知事 岸田幸雄 外五名

紹介議員 田中 信儀君

紀伊水道における瀬戸内海東部境界線は内海関係漁民の熱望通り、新漁業法によつて規定せられたのであるが、右境界線を和歌山県田舎崎から兵庫県淡路島生石鼻に至る線、徳島県大磯崎から兵庫県淡路島潮崎に至る線に縮小する議案が衆議院に提出されたので、資源の渇のため日々の生活が極度に窮乏している内海漁民は、その前途を憂慮しているから、内海資源の維持と漁民の生活防護のため本法案を阻止せられたいとの請願。

第一六三五号 昭和二十五年三月二十日受理

漁船保険事業の経営刷新に関する請願
請願者 高知市中島町一一五高知県かつお、まぐろ漁船保漁船保険組合長 堀部 虎猪

紹介議員 江熊 哲翁君

漁船保険事業は、創始以来十余年を経ているにもかかわらず、その実績は初期の成果を納めず、漁船保険組合は、收支の均衡を失い、今後の存立さえ危ぶまれているから、この際運営方法を刷新して積極的な事業の振興を図るため、(一)漁船再保険特別会計に一般会計より繰入金を出資すること、(二)漁船金融制度を確立して組合員に融資すること、(三)漁船保険法に漁船保険運営委員会設置の規定を設けること、(四)漁船保険の附加再保険料廃止ならびに漁船保険組合の事務費国庫負担、(五)漁船

遭難救助施設充実等の施策を実施せられたいとの請願。